

父子家庭への「児童扶養手当の支給」及び「ひとり親家庭等医療費受給者登録申請」のお知らせ



8月よりひとり親家庭に対する自立を支援するため、子と生計を同じくする父子家庭の父に対して、児童扶養手当が支給されることになりました。

該当する方で手当の支給を希望する方は、必要書類を持参し、こども課の窓口にて申請をしてください。

また、ひとり親家庭等医療費支給受給資格を有していない父子家庭の方は、同時に「ひとり親家庭医療費支給申請」をしていただきます。

支給要件

8月1日以前に次の条件に該当する児童を監護し、かつ児童と生計を同じくしている父親

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②母が死亡した児童
- ③母が政令で定める程度の障害の状態である児童
- ④母の生死が明らかでない児童
- ⑤その他①～④に準ずる状態にある児童

手当額

・手当額は、「対象の子どもの人数」及び「受給予定者の所得」に応じて次のとおりとなります。

子どもの人数	月額 (全部支給)	月額 (一部支給)
1人	41,720円	41,710円～9,850円
2人	46,720円	(41,710円～9,850円)+5,000円
3人	2人以上の場合の月額に1人につき3,000円を加算	

支給開始月等

支給要件に該当し、手当の支給を希望する方は、8月2日から受付しますので、必要書類を持参し、こども課にて手続きしてください。

【注意】

- ・8月分からとなり、8月1日以降に支給要件に該当するときは、必要書類をすべて提出し、認定請求を受付した月の翌月分からとなります。
- ・8月1日から11月30日まで経過措置期間があり、この期間に申請をした場合は、「8月分」から支給開始月となります。(ただし、8月1日以降に支給要件に該当した方は除く。)

所得制限について

・資格のある方は、所得に関らず申請できますが、受給者若しくは同居等生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により手当の支給に制限があります。(ここでいう「所得」は「収入」とは異なります。)

・所得制限未満の場合、全部支給又は一部支給となります。

扶養人数	本 人		配偶者・扶養義務者等
	全部支給	一部支給	
0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	1,710,000円	3,440,000円	3,880,000円

※児童の養育に必要な経費(養育費)を受け取っている場合は、受け取った額の80%を所得として加算されます。

※「同居等生計を同じくしている扶養義務者」とは → 住民票上、世帯が別になっても、申請者と同所同地番に居住している祖父母、父母、兄弟姉妹などの親族。

■必要書類(児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費支給:共通)

・次のものを持参し申請してください。

必要書類	部数等
①申請者及び対象児童の戸籍謄本	1通
②申請者及び対象児童の属する世帯全員の住民票(本籍等記載されているもの)	1通
③平成22年度の児童手当用所得証明書(H22.1.1現在で嵐山町に住所がない方のみ必要となります。)	1通
④印鑑(スタンプ式は不可)	申請時に持参してください。
⑤申請者名義の振込口座(ネット系銀行は不可)「ゆうちょ銀行」も可能ですが、他の金融機関から振込むための「専用の口座番号」が必要になります。	
⑥申請者と対象児童の健康保険証(ひとり親家庭等医療費支給申請時に必要)	

※生活状況により、追加書類を提出することもありますので予めご了承ください。

注 意 事 項

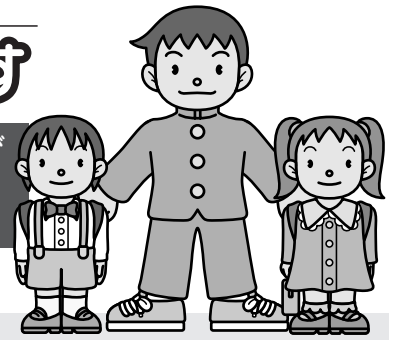
- ・条件により申請できない場合もありますのでご注意ください。
- ・申請前に受給資格があるか窓口にて口頭での聞き取り調査をさせていただきますので、なるべく受給予定者本人が窓口にお越しください
- ・聞き取り調査を行うため、郵便申請等は一切出来ませんので予めご了承ください。
- ・1つだけの申請はできません。予めご了承ください。(ただし、すでにひとり親医療費受給資格を有する方は除く。)
- ・詳細については、問合せ先までご連絡ください。

問合せ 教育委員会 こども課 こども担当 ☎62-0823 (直通)

子ども手当の支給がはじまります

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、子ども手当の支給が始まります。

平成22年度からこれまでの児童手当を含めて子ども手当が支給されます。

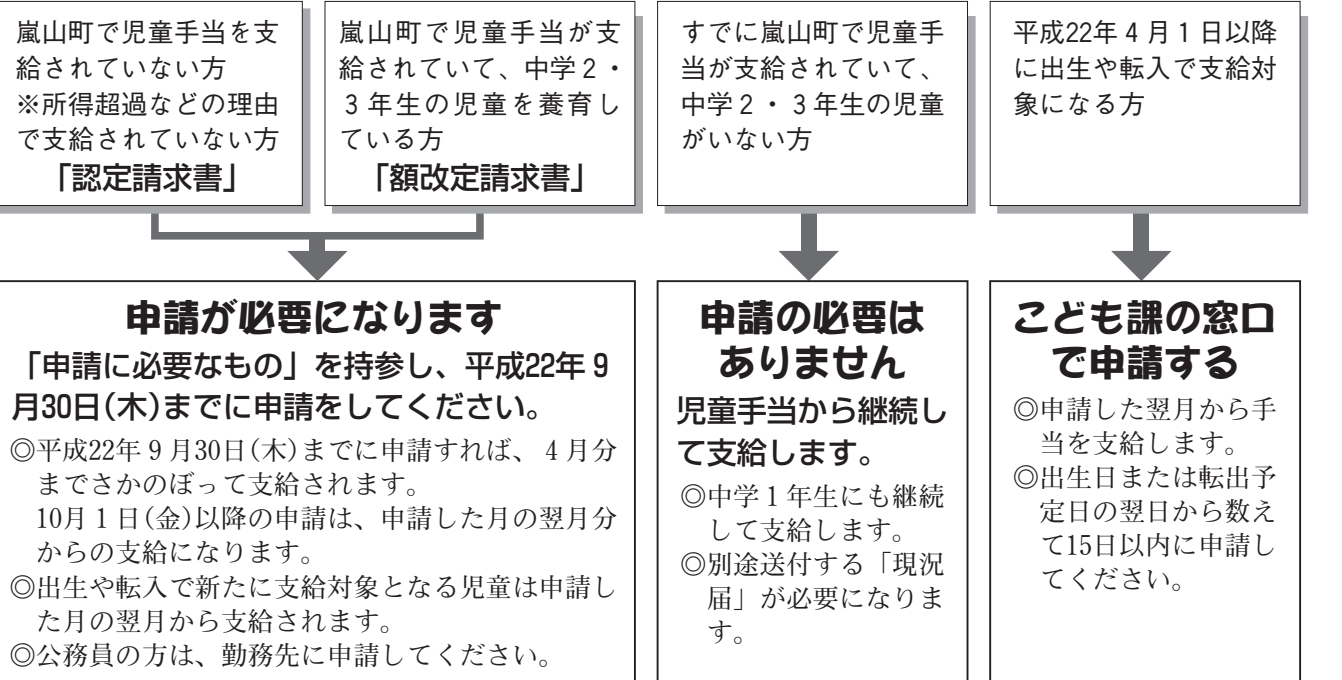


■【子ども手当の概要】

- 支給の対象となる方
15歳以下(15歳になり最初の3月31日まで)の児童
- 支給を受ける方(請求者)
町内に住所を有し、支給対象となる児童を養育している父母・養育者で、主に家計を支えている方
- 支給金額
児童1人につき月額13,000円
- 支給方法
6月・10月・2月にそれぞれ前月分までの手当を指定口座へ振込みます。

- 申請に必要なもの
・印鑑(スタンプ式不可)
・請求者の金融機関の口座の分かるもの
・請求者の健康保険証
・児童と別居している方は「申立書」や「児童の属する世帯全員の住民票など」
※そのほかに必要に応じて提出するものがあります。
- その他
外国籍の方は、在留資格により申請できない場合があります。

あなたの家庭はどこにあてはまりますか。



問合せ 教育委員会 こども課 こども担当 ☎62-0823 (直通)

第5次総合振興計画に係る嵐山町住民意識調査が集計されています。計画策定にあたり町民のくらしの各分野にわたる満足度や意識などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的としたアンケートです。

その中の、生活環境についての回答で、「身近な緑の豊かさ」と「空気のきれいさ」とが、「満足」・「まあまあ満足」の割合が60%を超え、突出して第1位となりました。

そして「重点的に取り組むべき課題」への回答の中で、「高齢者福祉の推進」「医療体制の充実」に続いて「自然環境の保全」が第3位になっています。

「自然を守り環境をととのえ緑と清流をつくる」とする町民憲章の精神はアンケート結果にも示されたのです。

身近な緑や、空気の清浄さを現状では認めながら、更に自然環境の保全を強く目指し、嵐山の里地里山を守り抜こうとする強い気持ちを訴えているように感じます。

事業の計画にあたり、守ることで、その攻めることが強く意識されます。

